

熊本県警察ヘリポートの管理及び使用に関する訓令の運用 について（通達）

平成9年4月1日

熊地甲第535号

【概要】

この訓令は、航空法（昭和27年法律第231号。）第47条第1項の規定に基づき、熊本県警察ヘリポートの管理及び使用を適正に行い、これを使用する回転翼航空機の運航の安全を確保するために制定したものである。